

会員各位

公益社団法人大分県トラック協会  
会長 仲 浩

## 公益社団法人全日本トラック協会優秀運転者顕彰について

さて、標記表彰について、(公社)全日本トラック協会より、別添1「優秀運転者顕彰規程」に基づき実施する旨の連絡がありました。

つきましては、推薦者について、令和5年7月31日(月)までに推薦書並びに無事故無違反証明書(写し)を添えて、(公社)大分県トラック協会事務局宛、提出していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 記入方法

別添3の推薦書に、候補者名(ふりがな併記)、生年月日、事業所名、賞の種類、無事故・無違反歴(開始年月日及び期間)、運転免許証番号(12桁)を記入して下さい。なお、過去に受賞歴がある場合は、備考欄にご記入(〇〇年〇章)願います。

※無事故・無違反期間については、開始年月日から令和5年5月末までの期間とします。期間については、基準の概要及び裏面早見表をご覧ください。

#### 基準の概要

- | <u>賞の種類</u>   | <u>無事故・無違反開始年月日</u>    |
|---------------|------------------------|
| ○金十字章(満20年以上) | 平成15年6月1日以前            |
| ○銀十字章(満10年以上) | 平成15年6月2日から平成25年6月1日まで |

2. 提出期限 令和5年7月31日(月)

3. 提出先 (公社)大分県トラック協会

(公社)大分県トラック協会  
TEL 097-558-6311  
担当 宮原

優秀運転者顕章に係る無事故・無違反期間早見表（令和5年度）

無事故・無違反開始年月日				基準年月日	無事故・無違反期間(満)	受章可能な章	
平成	4年	6月2日	～ 平成 5年 6月1日	令和5年5月末	30年	金十字章	
	5年	6月2日	～ 6年 6月1日		29年		
	6年	6月2日	～ 7年 6月1日		28年		
	7年	6月2日	～ 8年 6月1日		27年		
	8年	6月2日	～ 9年 6月1日		26年		
	9年	6月2日	～ 10年 6月1日		25年		
	10年	6月2日	～ 11年 6月1日		24年		
	11年	6月2日	～ 12年 6月1日		23年		
	12年	6月2日	～ 13年 6月1日		22年		
	13年	6月2日	～ 14年 6月1日		21年		
	14年	6月2日	～ 15年 6月1日		20年		
	15年	6月2日	～ 16年 6月1日		19年		銀十字章
	16年	6月2日	～ 17年 6月1日		18年		
	17年	6月2日	～ 18年 6月1日		17年		
18年	6月2日	～ 19年 6月1日	16年				
19年	6月2日	～ 20年 6月1日	15年				
20年	6月2日	～ 21年 6月1日	14年				
21年	6月2日	～ 22年 6月1日	13年				
22年	6月2日	～ 23年 6月1日	12年				
23年	6月2日	～ 24年 6月1日	11年				
24年	6月2日	～ 25年 6月1日	10年				

## 優秀運転者顕章規程

昭和 44 年 11 月 20 日理事会決定

平成 24 年 4 月 1 日改 定

平成 27 年 12 月 3 日改 定

平成 28 年 6 月 30 日改 定

## (目 的)

第 1 条 この規程は、人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りを持たせ他の模範とするとともに、交通道德の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

## (顕章を贈る者)

第 2 条 この顕章は、公益社団法人全日本トラック協会会長(以下「会長」という)が贈るものとする。

## (顕章の種類)

第 3 条 この顕章は、金十字章・銀十字章とする。

## (顕章の贈呈基準および受章資格)

第 4 条 この顕章を贈る基準は、現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定める期間無事故であり、かつ無違反であった者とする。

(1) 金十字章 満 20 年 (ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として 15 年以上とする)

(2) 銀十字章 満 10 年 (ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として 7 年以上とする)

2 前項の無事故であり、かつ無違反であった者とは、次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

(1) 人身に係る事故を起こした者

(2) 物損事故で損害額 1 万円を超える事故を起こした者

(3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

## (受章候補者の推薦)

第 5 条 都道府県会長は、前条の定めに適合し、かつ第 1 条の目的に照らして適格と認められる者を会長に推薦する。

## (受章候補者の推薦期間)

第 6 条 都道府県会長は、会長が定める日までに受章候補者を推薦する。

(受章者の選考)

第7条 受章者は第5条第1項の定めにより推薦のあった者を理事会が決定する。

(顕章を贈る方法等)

第8条 この顕章は毎年1回行うものとし、その期間は会長が定めるところによる。

(顕章の取消)

第9条 受章者が受章後事故を起こしたときは顕章を取消すものとする。  
2 前項の場合の事故の基準については、第4条第2項を準用する。  
3 第4条に定める基準に適合しない無資格者が章を受けたときは、受章にさかのぼってその効力を失う。

(重複受章の除外)

第10条 現に章を受けている者は再び同種の章を受けることはできない。

(委任)

第11条 この規程の実施について必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和44年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月30日から施行する。

「優秀運転者顕章」候補者推薦書 (トトラック協会)

ふりがな 氏名 生年月日	事業所名	章の種類	無事故・無違反期間 年数	運転免許証番号 (12桁)	備考
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和5年 5月 末日 第 年	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和5年 5月 末日 第 年	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和5年 5月 末日 第 年	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和5年 5月 末日 第 年	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和5年 5月 末日 第 年	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和5年 5月 末日 第 年	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和5年 5月 末日 第 年	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和5年 5月 末日 第 年	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和5年 5月 末日 第 年	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和5年 5月 末日 第 年	号	

○金章…平成15年6月1日以前  
○銀章…平成15年6月2日から平成25年6月1日まで

推薦者名簿の通し番号  
※当推薦書に記載された候補者の情報(個人情報)は優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしません。

